

春日井市生活排水処理基本計画（概要版）

第1章 総論

第1節 計画改定の趣旨

本市の生活排水処理は、下水道基本計画が平成24年1月に改定されたことや、合併処理浄化槽の普及等により、平成18年10月に生活排水処理基本計画を策定した当時から生活排水を取り巻く社会的情勢が大きく変化しています。このような背景から、環境省の策定指針に基づき、計画的な生活排水処理対策に必要な下水道と浄化槽の生活排水処理量を定めることにより、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥量を推計し、供用開始から25年が経過するし尿処理施設である衛生プラントの施設整備を進めるため、生活排水処理基本計画を改定するものです。

第2節及び第4節 計画の位置付け及び計画期間（計画目標年度）

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

本計画の計画期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とし、計画目標年度は平成35年度とします。

第3章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の状況

1 生活排水の処理体系

本市におけるし尿、生活雑排水の処理体系は図1に示すとおりです。し尿と単独・合併処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、し尿処理施設「衛生プラント」へ搬入され適正に処理されています。

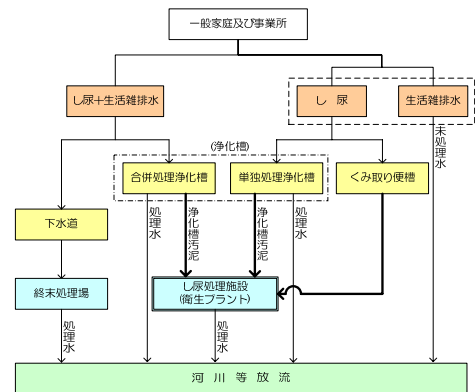


図1 生活排水の処理体系

2 処理形態別施設

(1) 下水道

下水道は、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上など快適な生活環境を保持して行く上で大きな役割を担っています。下水道普及率の推移は図2に示すとおりであり、平成24年度には66%以上となっています。

※下水道普及率＝下水道整備区域内人口÷行政区内人口×100

※接続率＝下水道接続人口÷下水道整備区域内人口×100

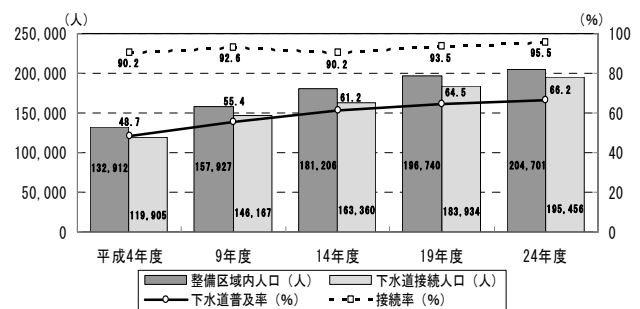


図2 下水道整備状況の推移

(2) 浄化槽

浄化槽の設置基数の推移は図3に示すとおりであり、平成24年度の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数は約3万基となっています。

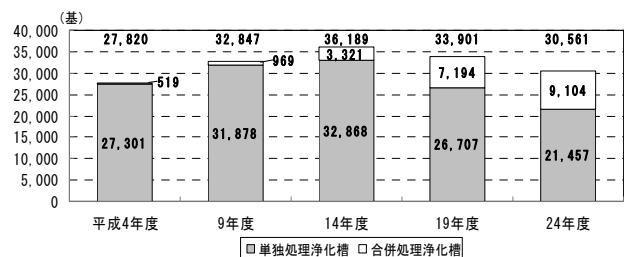


図3 浄化槽設置基数の推移

3 処理形態別人口

処理形態別人口は、図4に示すとおりです。平成24年度末において、計画処理区域内人口309,119人のうち、263,173人（下水道人口195,456人及び合併処理浄化槽人口67,717人）が生活排水を下水道または合併処理浄化槽により適正に処理しており、生活排水処理率は約85%となっています。

しかし、残りの約15%の45,946人（単独処理浄化槽人口40,429人及びし尿収集人口5,517人）が生活雑排水を未処理のまま排出し、公共用水域の汚濁の一因となっています。

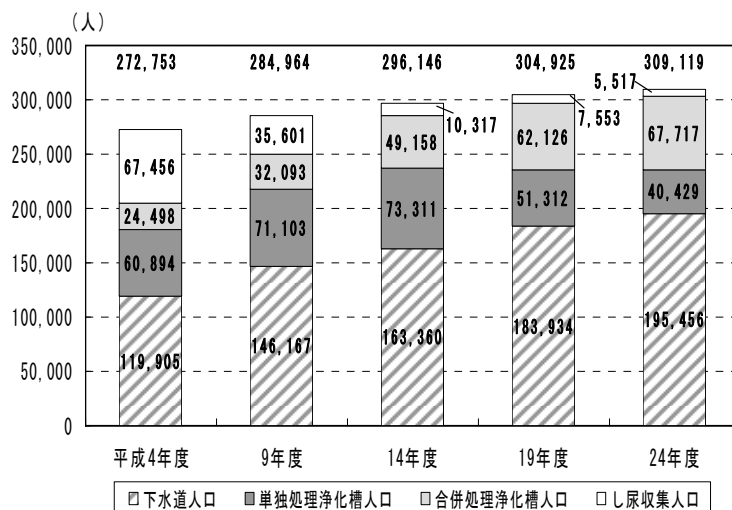


図4 処理形態別人口の推移

※生活排水処理率（%）＝水洗化・生活雑排水処理人口（合併処理浄化槽、下水道）÷計画処理区域内人口×100

第2節 下水道を除く生活排水処理の状況

2 し尿・浄化槽汚泥の収集実績

図5に示すとおり、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、全体としては減少傾向にあります。

し尿収集量は減少していますが、浄化槽汚泥収集量は、発生汚泥量の多い合併処理浄化槽への転換が進み、浄化槽人口が減少しているにもかかわらず、増加傾向にあります。

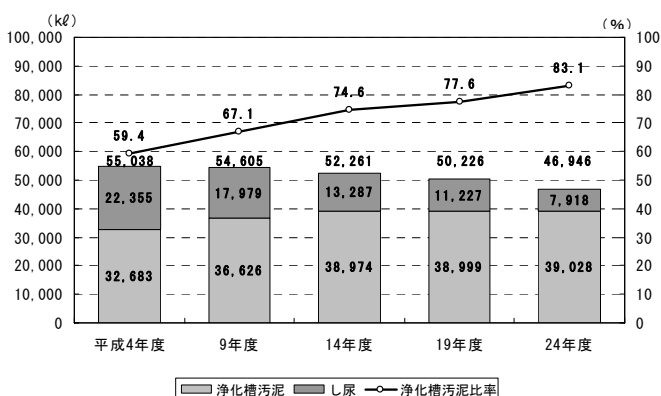


図5 し尿・浄化槽汚泥の収集実績の推移

3 中間処理の状況

(3) 処理実績

現有の衛生プラントにおける処理量は、図6に示すとおり、収集量と同様にし尿の処理量は減少しておりますが、浄化槽汚泥の処理量は増加傾向にあり、浄化槽汚泥処理能力116 kl/日の約92%に迫っています。

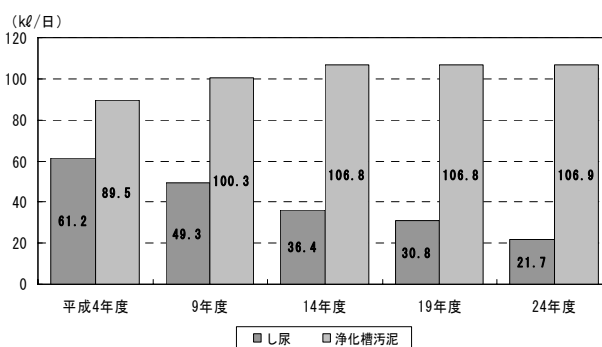


図6 し尿・浄化槽汚泥処理実績の推移

第4章及び第5章 課題の抽出及び基本方針

1 下水道による生活排水処理の拡大

下水道による生活排水処理は、平成24年度末で、行政区域内人口の約63%を占めています。今後、生活排水処理をさらに拡大していくために、下水道区域の整備拡大と供用開始区域内における接続率の向上を促進します。

2 くみ取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

生活排水未処理人口の大半は、単独処理浄化槽を設置している世帯となっているため、水環境の保全に対する市民意識の向上を図るとともに、既存のくみ取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めるため、効果的な施策を進めます。

3 生活排水の汚濁負荷量の削減

生活雑排水は、家庭、事業所等の台所、風呂場、洗濯場等から排出され、未処理の生活雑排水が公共用水域の汚濁の一因となっていることから、家庭、事業所等から排出される生活雑排水の汚濁物質の削減を図るために、市民等へ、より一層の発生源対策の周知・啓発を図ります。

4 施設の老朽化、搬入物の量的・質的変動に対応した処理体制

衛生プラントは、供用開始から25年が経過し、施設の老朽化が進行しています。

また、搬入量に占める浄化槽汚泥量の割合が増加した場合、浄化槽汚泥受入設備の能力不足や主処理工程の低負荷運転などが生じ、効率的な水処理に支障をきたすため、衛生プラントの搬入量・性状の変動に対応策を早急に講じ、老朽化への対策として長寿命化整備を進めます。

第6章 計画の目標

処理形態別人口推計の推移は図7に示すとおりです。

生活排水の適正処理の実現を目指し、基本方針を効果的に推進する中で発生する、浄化槽汚泥が確実に処理できる施設を確保するため、以下のとおり、図8し尿及び浄化槽汚泥要処理量推計から一定の余力を持った衛生プラントの浄化槽汚泥処理能力を140.0 kℓ/日に設定します。

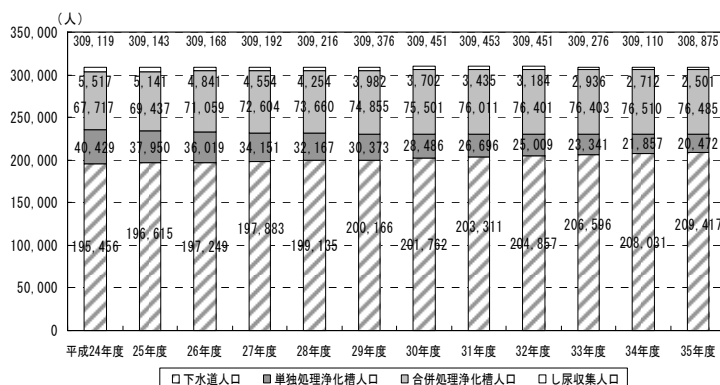


図7 処理形態別人口推計の推移

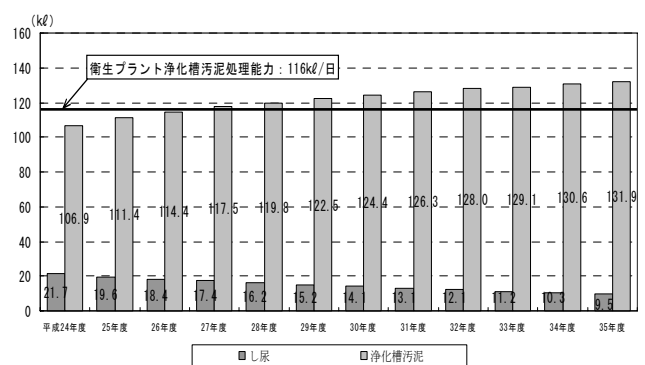


図8 し尿及び浄化槽汚泥要処理量推計（日平均量）と衛生プラント処理能力

●浄化槽汚泥日平均処理量

計画目標年度（平成35年度）140.0 kℓ/日 基準年度（平成24年度）116.0 kℓ/日

第7章 目標達成のための施策

第1節 生活排水の処理計画

1 生活排水処理の拡大

下水道基本計画における計画処理人口及び面積を目標として、下水道区域の整備と接続工事を行う世帯への支援制度の活用や未接続世帯への指導の強化等により、下水道接続率向上を図ります。

2 合併処理浄化槽への転換の促進

生活雑排水が未処理のまま排出されるくみ取り便槽や単独処理浄化槽に対し、合併処理浄化槽への転換に対する設置費用の一部を補助する制度により、下水道事業認可区域を除いた区域において、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

3 生活排水の汚濁負荷量の削減

各家庭等における発生源対策の促進や、浄化槽管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行い、適正な維持管理を促進し、生活雑排水に含まれる汚濁負荷物質の発生を抑制していきます。

4 し尿処理施設の整備

合併処理浄化槽の普及や浄化槽の適正な維持管理の推進に向けた施策の実施により、浄化槽汚泥量が増加することが見込まれることから、浄化槽汚泥対応型の処理方式とするなど、搬入状況に適した処理方式に取組みます。

また、平成24年度に実施した精密機能検査結果に基づき、老朽化した水槽・機械設備などの修繕計画を策定し、機能低下の防止を図ります。

第2節 し尿・汚泥の処理計画

2 中間処理計画

し尿処理施設は、増加する浄化槽汚泥に対応するため、平成26年度に直接脱水による処理量を増加し、1日当たりの浄化槽汚泥処理能力116kℓ/日を超える処理を行い、その間に、将来の浄化槽汚泥量の増加を考慮した処理能力の確保及び延命施設寿命15年を設定値とする前処理設備・汚泥脱水設備の増強、未更新の各機器・設備更新、攪拌・貯留槽などの水槽の防食補修などの長寿命化対策の整備が必要となります。

年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
施設整備計画		浄化槽汚泥量増加対策		施設の長寿命化に向けた整備							

表1 施設整備工程

第8章 計画の進行管理

計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方を導入し、市民、事業者、行政が情報の共有を行い、国や県などと広域的な連携を図り、計画を推進していきます。

春日井市生活排水処理基本計画（概要版）

平成 26 年（2014 年）1 月

発行 春日井市

編集 環境部ごみ減量推進課

〒 486-8686

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

電話 0568-85-6222

F a x 0568-84-8731

E-mail gomigen@city.kasugai.lg.jp